

第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）メインメディアセンター
基本計画作成等業務委託特記仕様書

1 業務名称

第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）メインメディアセンター基本計画作成等業務委託

2 業務の目的

第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）（以下「本大会」という。）においては、公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会（以下「発注者」という。）はメディアの活動拠点としてメインメディアセンター（以下「MMC」という。）を設置することとしている。

MMCはプレス・フォトグラファーなどの取材活動拠点となるメインプレスセンター（以下「MPC」という。）と、国際映像の分配や配信、放送権者が制作する映像・音声（ユニラテラル映像）の制作及び伝送を支援するための放送事業者の活動拠点となる国際放送センター（以下「IBC」という。）を統合した一体的な施設として設置する予定である。

本業務は、MMCを整備するために必要な与条件の方針を整理し、その方針を踏まえ、対象施設における必要な機能・規模などを示した配置図や平面図を作成のうえ、MMCの整備期間や費用を把握することを目的とする。

3 業務対象地

名古屋市国際展示場

上記の対象地のうち検討を行う施設については事業者選定後に発注者が提示する。（以下「対象施設」という。）

4 業務内容

以下の（１）～（４）の業務を行う。

（１）与条件の方針整理

ア 関係者へのヒアリング

発注者とともに関係者へのヒアリングを行い、必要な与条件に関する情報収集を行うこと。

ヒアリング対象者の選定は発注者が行うものとするが、下記のヒアリング対象者以外にヒアリングを実施する必要がある場合は発注者と受注者と協議を行い決定するものとする。また、ヒアリング対象者との日程調整は原則発注者が行うものとする。

ヒアリングが効果的・効率的に実施できるよう適切な項目立てを行い、質問事項を整理した資料を作成し、ヒアリングで聞き取った内容について議事録を作成すること。

なお、聞き取った結果を4（1）イ「与条件の方針整理表の作成」に反映させやすいように項目を整理し、分析すること。

ヒアリング対象者

- ・「2022年度第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）ホスト放送局業務（仮称）」受託事業者
- ・報道分野の有識者

なお、発注者が指定する関係者は契約後に変更になる可能性がある。

イ 与条件の方針整理表の作成

発注者から提示する過去のアジア競技大会（第18回アジア競技大会（2018/ジャカルタ・パレンバン）、第17回アジア競技大会（2014/仁川）等。以下同じ。）の資料、上記4（1）ア「関係者へのヒアリング」、4（2）「第19回アジア競技大会（2022/杭州）視察等支援・調査」の結果に基づき、本大会のMMC整備に必要な与条件の方針を整理すること。

（2）第19回アジア競技大会（2022/杭州）視察等支援・調査

ア 視察等支援

2022年9月10日～9月25日に開催される第19回アジア競技大会（2022/杭州）（以下「杭州大会」という。）において、発注者が指定する関係者と調整を行い、効果的な調査が実施可能となるような調査項目リスト等の資料を作成すること。

イ 杭州大会調査

発注者が杭州大会組織委員会より提供を受けた資料の整理・分析を行うこと。

なお、これらに必要な翻訳業務を含む。

また、杭州大会関係者へのヒアリングや新聞記事、ウェブサイト等から、杭州大会のMMCに関する情報収集を行うこと。

（3）対象施設調査

ア 対象施設の事前調査

発注者が貸与する資料を確認・分析し、事前に現地調査項目を作成すること。発注者から貸与する資料は以下を予定している。

- （ア）竣工図（建築、構造（構造計算書含む）、電気、機械、空調、消火設備）
- （イ）設計図書（建築、構造（構造計算書含む）、電気、機械、空調、消火

設備)

(ウ) 計画通知書副本

(エ) 大会時における施設の借用基準

イ 対象施設の現地調査

上記4(3)ア「対象施設の事前調査」の結果に基づき、対象施設の現地調査を実施し、調査結果を報告書として作成すること。

また、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況を調査し、必要に応じて関係機関等と事前打合せを行うこと。

(4) 配置計画の作成

ア 対象施設の配置図・平面図の作成

上記4(1)「与条件の方針整理」、4(3)「対象施設調査」を基に、対象施設において実際の運営を考慮した配置図・平面図(諸室、面積、利用者の動線、搬入・搬出車両の出入り口が分かるモデルレイアウト図)を作成すること。

配置図・平面図は施設内だけでなく、対象施設の外に設置する仮設物についても分かるように明記すること。

作成にあたっては、発注者及び発注者が指定する関係者と協議のうえ、考え方や根拠等を整理してとりまとめ、検討を行うこと。

なお、関係者との協議に必要な資料や図面等を作成すること。

また、配置図・平面図の図面の縮尺などの具体的な内容については、発注者と協議のうえ、決定する。

イ 対象施設の整備期間、整備費用等の算出

上記4(4)ア「対象施設の配置図・平面図の作成」で作成した配置図・平面図を基に、MMCの整備期間及び概算整備費の算出を行うこと。

算出した整備期間に基づき、整備を行う上での必要なスケジュール(マスタースケジュール)や発注者に最適な整備手法について検討を行うこと。

また、整備を行う上での課題の整理及びその対応策について検討を行い、課題に対して対応策が分かるよう資料にまとめること。

5 企画提案により業務を受託した場合の業務履行

受注者は、企画提案により業務を受託した場合には、提案された体制や提案内容により当該業務を履行すること。

6 事業計画書の作成

実施する業務内容とスケジュールを示す「事業計画書」を作成の上、発注者に提出し、承認を得ること。

トラブル等が発生した場合は、速やかに発注者と連絡が取れる体制を整えること。

また、受注者の責任において、適切に対応するものとする。

7 協議及び打合せの実施

(1) 開催回数

本業務における協議及び打合せについては業務着手時、中間報告時及び成果品納入時とするが、発注者が必要性を認めた場合については、随時、行うものとする。

(2) 開催場所及び実施方法

協議及び打合せの開催場所及び実施方法については、発注者が指定するものとする。

(3) その他

- ア 受注者は、協議及び打合せに使用する資料を必要部数用意すること。
- イ 受注者は、各協議及び打合せの結果について議事録を作成し、発注者の承認を得ること。
- ウ 作成した議事録は、成果物とともに納品すること。

8 成果物の納品等

本業務の成果物は、以下の通りに納品するものとする。

なお、納品の際に、併せて発注者に対して内容を説明すること。

(1) 成果物及び納期

表1に記載のある成果物を下記のア、イの形式で納品すること。

ア 紙媒体（A4（折り込んだA3の図表等を含む）） 3部

イ 電子データ（CD-R）一式 3セット

<表1>

項目	成果物		納期
4(1)ア	①	ヒアリング結果報告書	2023年3月17日
4(1)イ	②	与条件の方針整理表	2023年3月17日

4 (2) ア	③	杭州大会視察項目リスト	2022年8月末
4 (2) イ	④	杭州大会調査結果報告書	2023年3月17日
4 (3) ア	⑤	対象施設の事前調査結果報告書	2022年12月16日
4 (3) イ	⑥	対象施設の現地調査結果報告書	2023年3月17日
4 (4) ア	⑦	対象施設の配置図・平面図	2023年3月17日
4 (4) イ	⑧	整備期間及び概算整備費整理表	2023年3月17日
4 (4) イ	⑨	整備上の課題整理表	2023年3月17日
6	⑩	事業計画書	契約締結日から2週間以内

なお、上記の①～②、④、⑥～⑨の成果物は2022年12月16日までに中間報告を行うこと。

また、③の具体的な納期は契約締結後に発注者が提示するものとする。

(2) 規格等

成果物は以下のとおりとし、提示した納期までに納品場所へ提出すること。

電子データについては、MS-Word 形式、MS-Excel 形式及び PDF 形式とする。図面データは、Illustrator 形式やCADデータとするなど、発注者と協議のうえ、整理すること。

なお、電子データは、電子媒体（CD-R 又はDVD-R）で提出することとし、その作成方法については、愛知県が定める「愛知県電子納品運用ガイドライン」を準用することとする。

(3) 納品場所

公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会 情報システム課
名古屋市中区三の丸三丁目2番1号（東大手庁舎）

(4) 成果物に係る著作権の譲渡

受注者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡すること。

(5) 成果物の公表、変更

発注者は、成果物を自由に公表し、又は変更することができるものとする。

9 アジアパラ競技大会について

A P C（アジアパラリンピック委員会）が主催するアジアパラ競技大会は、2010年以降、O C A（アジア・オリンピック評議会）が主催するアジア競技大会の閉会後に、同一都市で開催されている。

2026年に行われる予定の第5回アジアパラ競技大会（以下「パラ大会」という。）については、現在、愛知県及び名古屋市が開催に向けた検討を進めている。

MMCはパラ大会においても、同一施設を使用する方向で検討している。

本業務は、パラ大会が愛知・名古屋地域で開催され、パラ大会への会場の転換や会場設備などの一部を本大会とパラ大会で共有することになる可能性を考慮に入れながら、実施することとする。

10 その他

（1）仕様書に定めのない事項

当該特記仕様書に記載されていない事項は、「愛知県建築設計業務委託共通仕様書」を準用する。

（2）管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は、建築士法による一級建築士とする。

11 留意事項

- （1） この仕様で定める業務の他、発注者は本業務を履行するために必要であり、かつ、やむを得ないと認めるときは、受注者と協議の上、仕様書の内容を変更又は追記することができる。この変更によって本業務の業務内容が一部削除された場合、発注者は契約金額を変更することができる。この場合において、契約金額の減少による受託者の契約解除権は発生しない。
- （2） 受注者は、本業務の実施・運営に際し、発注者や業務を遂行するにあたり関係する機関との連携・調整及び各種申請を行うこと。
- （3） 受注者は、本業務の終了前においても、発注者の求めがあったときは、適宜収集資料及び成果品の原案を提出すること。
- （4） 受注者は、データ及び資料等を使用する際には、その出典及び権利帰属先等について十分に確認した上で使用するものとし、その出典を明示すること。データの加工及び図表の作成を行う際、発注者に対して、加工方法及び保存形式を事前に相談した上で実施すること。
- （5） 受注者は、関係機関との調整において、トラブルの防止に努めるとともに、トラブルが生じた場合は、受注者の責任により対処しな

ればならない。

- (6) 本仕様書に規定する業務を遂行する上で必要となる費用については、特別の規定がある場合を除き、受注者が負担すること。
- (7) 受注者は、本業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、発注者の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。
- (8) 本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、発注者、受注者が協議の上、定めることとする。
- (9) この仕様書に定めのない事項については必要に応じて発注者、受注者が協議して決めるものとする。協議の結果、発注者、受注者間に意見を異にするときは、発注者の指示に従うものとする。